平成２３年（フ）第３６８号
新潟市西区小針西１丁目15番１―133号
債務者　磯島　絹子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６９号
新潟市西区小針南台６番１号
債務者　西野　儀和
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７５号
新潟市西区内野西２丁目12番21号
債務者　関口　道明
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７６号
新潟市中央区南笹口１丁目９番21号　エスカイア笹口801号、前住所新潟市東区江南３丁目５番地36　三佐和ビル205号
債務者　小林　昭夫
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７８号
新潟市西区小針西１丁目12番33号　マーヤ小針西101
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９３号
静岡県沼津市西椎路137番地の３　エステメゾン105号室
債務者　藤井　知貴
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
静岡県沼津市大手町２丁目８番12号　マミヤコーポ203号
債務者　廣瀬　圭子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３３号
名古屋市港区名四町33番地の10
債務者　新垣ロベルトこと　ＡＲＡＧＡＫＩ　ＪＯＳＥ　ＲＯＢＥＲＴＯ
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６３４号
名古屋市港区名四町33番地の10
債務者　新垣マリこと　ＡＲＡＧＡＫＩ　ＭＡＲＹ　ＧＵＳＨＩＫＥＮ
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７７３号
愛知県弥富市平島町東勘助108番地１　ベルアロッジオⅡ201号、住民票上の住所愛知県弥富市四郎兵衛１丁目82番地
債務者　牧　さやか
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８０１号
名古屋市西区歌里町54番地　サンハイツ103号
債務者　岡村　陽子（旧姓千草）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８２号
愛知県岩倉市曽野町大畔８番地　サンハイツ森山101号
債務者　桂川　　昇
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３２８号
愛知県高浜市芳川町３丁目10番地60
債務者　小倉　邦久
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
愛知県豊田市前山町５丁目30番地１　市営Ａ－１－206号、前住所愛知県豊田市明和町３丁目26番地　舎楽915―205号
債務者　河田由紀子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８５１号
京都市伏見区竹田田中宮町97番地　グリーンヴィレッジ吉田512号室
債務者　京近　幸雄
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９１１号
京都市上京区丸太町通浄福寺西入中務町491番地28　ビバ丸太町302号
債務者　坂口　竜介
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係